

秘書課会議室座席表

テレビ会議モニター

知事

津久井副知事

宇留賀副知事

中村課長

川島先生

健康福祉部長

武智医監

村上先生

佐藤室長

猿木所長

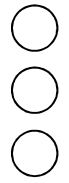
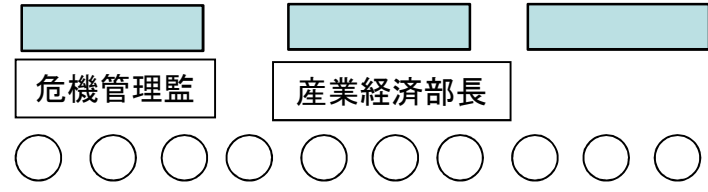
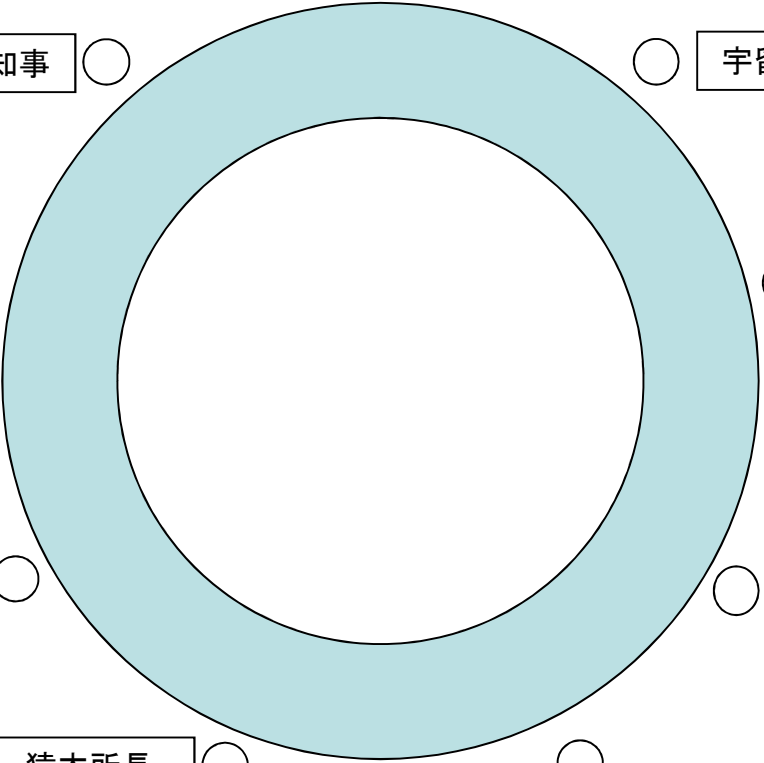
危機管理監

産業経済部長

出入口

出入口

- 2 -



＜警戒度移行の判断基準 ①客観的な数値＞

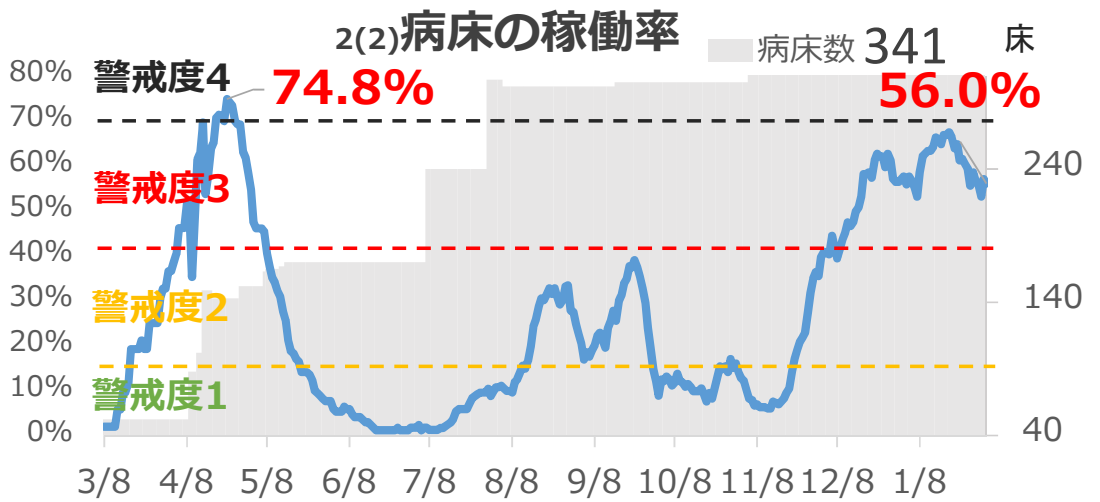
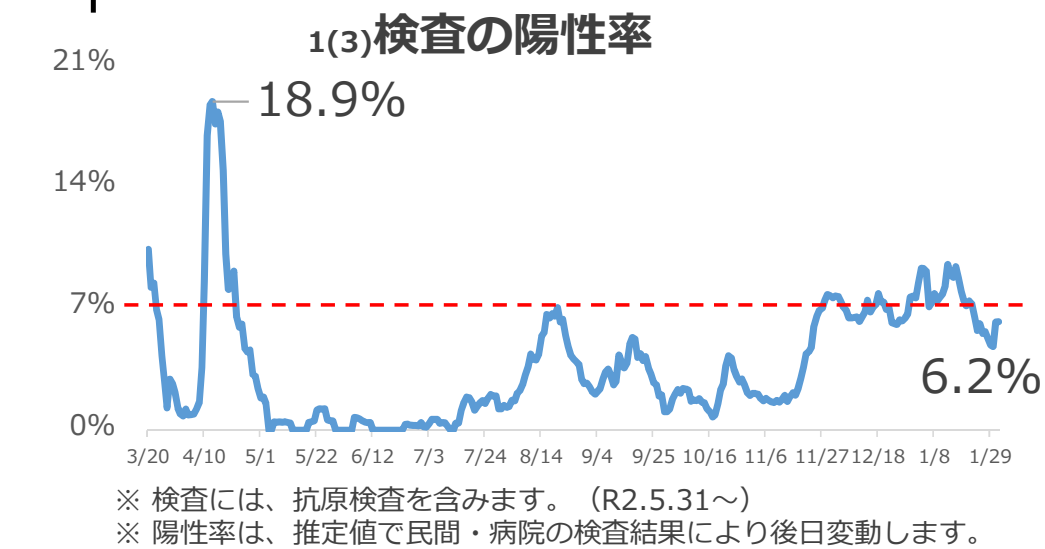
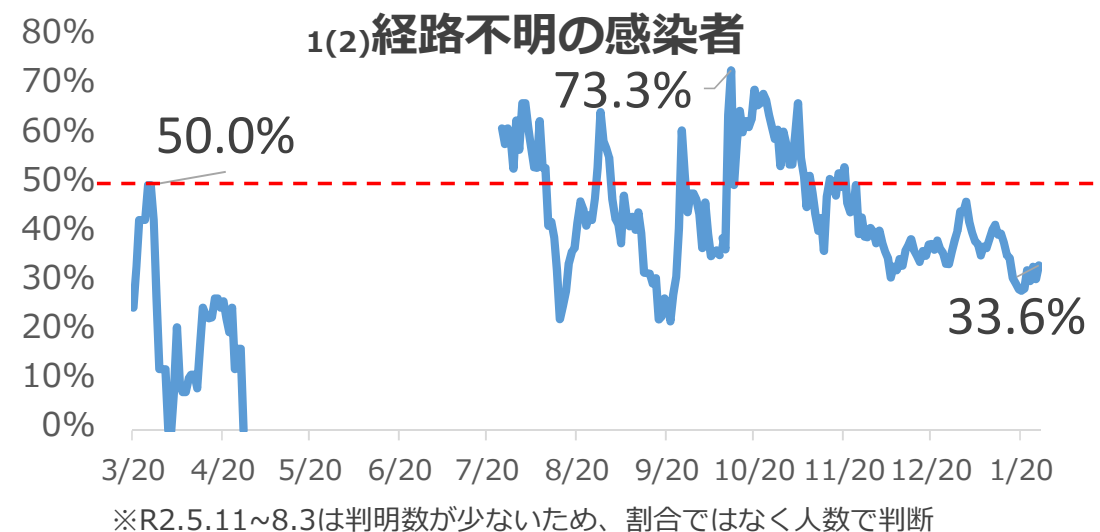
項目		内容※	現在値※ (2/1)	過去最高値
1 感染状況	(1)新規感染者数	平均 20 人/日	36.6 人	65.7 人
	(2)経路不明の感染者数	感染経路不明 50 %	33.6 %	73.3 %
	(3)検査の陽性率	平均 7 %	6.2 %	18.9 %
2 医療提供体制	(1)重症例への診療体制	①人工呼吸器使用 1 / 2	71台中 13 台	16 台
		②うちECMO使用 1 / 3	11台中 1 台	5 台
	(2)病床の稼働率 (341床中)	警戒度1 15 %未満 警戒度2 15 %以上 警戒度3 40 %以上 警戒度4 70 %以上	56.0 %	74.8 %

※各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備の進展に合わせ、基準も変動します。

※ 1の(1)～(3)は**1週間**の移動平均。

※ 陽性率は、推定値で民間・病院の検査結果により後日変動します。

判断基準 客観的な数値の推移



警戒度移行の判断基準(②総合的な状況)について

健康福祉部 R3.2.1

項目	内容	評価	状況
1 感染 状況	介護施設等の状況	○	【介護施設等の発熱モニターの状況】 ・対象 県内 全施設 の入居者・職員（県及び市町村所管）
	近隣都県の感染状況	△	【緊急事態宣言発令：11都府県】 首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県） 関西圏（大阪府、京都府、兵庫県） 栃木県、愛知県、岐阜県、福岡県
	群馬県の感染状況		【実効再生産数】 ・群馬大学大学院 内田准教授による推定値(1/25時点) 東京都0.95 群馬県0.94 ・参考：東洋経済オンラインによる推定値（1/30時点） 東京都0.77 群馬県0.74
	入院状況	◎	【退院者の平均在院期間】 11月 9.9日 12月 10.2日 1月 11.5日
	クラスターの発生状況	○	【直近のクラスター発生状況】 12月：16件 1月：16件 12月 藤岡市内工事現場、RODAN、まあめいど、伊勢崎市内高齢者福祉施設①、 前橋市障害福祉サービス事業所、パラドル、恵愛堂病院、桐生市内介護事業所、篠塚病院、 鶴谷病院、みどり市内介護事業所、県内大学運動部、安中市内介護事業所、太田市内食肉処理場、 伊勢崎市高齢者福祉施設②、館林保健所管内高齢者福祉施設 1月 前橋市内保育施設、Club AI、伊勢崎市内介護事業所、前橋市内介護事業所、 前橋市内高齢者施設、太田市内介護事業所、太田市内教会、伊勢崎市内高齢者福祉施設③、 藤岡市内中学校、伊勢崎市内高齢者福祉施設④、前橋市内学校給食共同調理場、藤岡市内保育施設、 館林保健所管内介護事業所、ステージ、伊勢崎市内食品取扱販売店、桐生市内高齢者福祉施設
2 医療 提供 体制	PCR検査件数	◎	【PCR等検査可能医療機関数（2/1現在）】 診療・検査外来 510か所 ※参考 検査外来（旧地域外来・検査センター） 13か所
	院内感染制御	◎	【PPEの備蓄】 ・新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）において、 備蓄状況をモニター中
	一般医療への影響	○	【一般医療への影響（1/25現在）】 ・診察や入院等の延期を行っている病院があり、 一部の病院で一般医療への影響がでている。 （感染症指定病院及び協力病院等に対するアンケート調査結果）
	疑似症患者への医療等	◎	【疑似症患者の入院者数（2/1現在）】 2人
	軽症者等の宿泊療養施設の確保等	◎	【宿泊療養者数/室数（2/1現在）】前橋：150室、伊勢崎：246室、高崎：542室 111人/938室運用・1300室確保

県警戒度の移行と主な要請について

R3.2.2 危機管理課

◎各警戒度における主な要請内容

1. 警戒度「3」(11/28～12/18)

- ・3密となるリスクが高く、感染防止対策がとられていない場所への不要不急の外出自粛要請
- ・高齢者や基礎疾患患者への不要不急の外出自粛要請
- ・直近1週間の感染者数が人口10万人あたり10人以上の都道府県（関東地方では5人以上の都県）への移動は、特に慎重に判断し、その地域での行動についても慎重にするよう要請
- ・**【第1弾】営業時間短縮要請(12/15～12/28)**
- ・高齢者施設や病院等での直接面会禁止要請
- ・テレワーク推奨（5割目標）

2. 警戒度「4」(12/19～)

- ・生活に必要な場合を除き、不要不急の外出自粛要請
（特に緊急事態宣言地域との往来、夜8時以降の外出は極力控える）
- ・**【第2弾～第5弾】営業時間短縮要請(12/22～2/8)**
- ・高齢者施設や病院等での直接面会禁止要請
- ・テレワーク推奨（7割目標）

◎営業時間短縮要請について

1. 経緯

政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、感染リスクが高い機会として、飲酒を伴う会合や、大人数・長時間における飲食等の場面が指摘されており、国も飲食店の営業時間短縮が短期集中の対策として極めて重要と示している。

感染拡大を防止し、医療提供体制を逼迫させないため、市町村を単位として、飲食店等の事業者に対し、特措法第24条第9項に基づき営業時間の短縮を要請している。

2. 対象市町村の選定基準

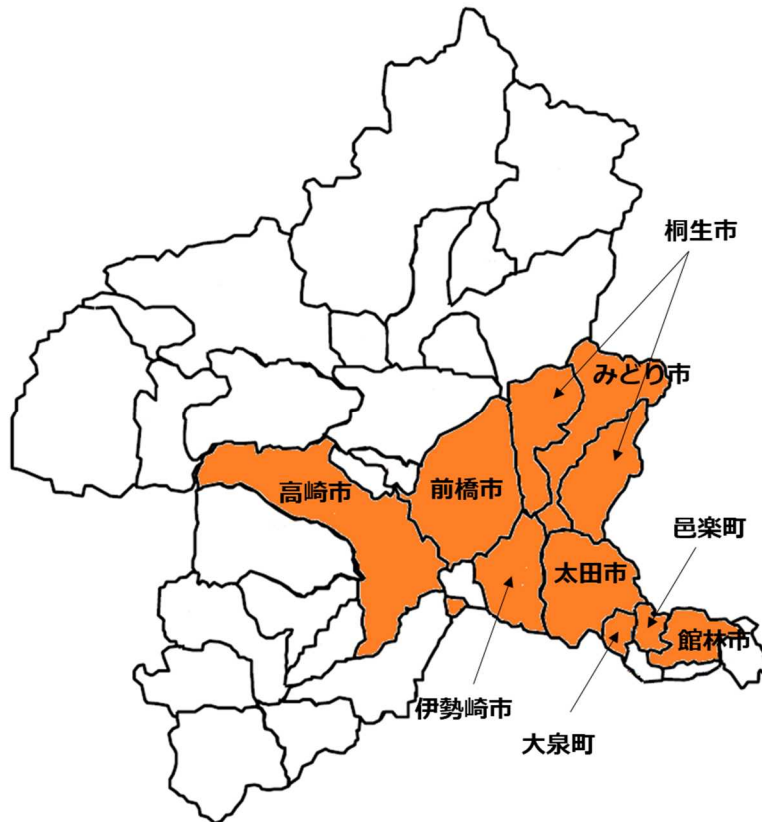
原則として、新規感染者数が国の示すステージⅢ相当（人口10万人あたり2.0人以上）の市町村を対象に、感染者数の増加傾向、感染経路の状況、地域への広がり等を総合的に判断する。

3. これまでの営業時間短縮要請

これまで本県において実施してきた営業時間短縮要請は下表のとおりである。

期間	対象市町村	対象業種	時間帯
【第1弾】 12/15～12/28	桐生、伊勢崎、太田、館林、みどり	接待を伴う飲食店、 カラオケ店及び酒類 を提供する飲食店 ※飲食店営業許可 (食品衛生法)を受 けている店舗の事業 者を対象	午後10時から 午前5時
【第2弾】 12/22～12/28	大泉、邑楽		
【第3弾】 12/29～1/11	桐生、伊勢崎、太田、館林、みどり、 大泉、邑楽		
【第4弾】 1/12～1/25	前橋、高崎、桐生、伊勢崎、太田、 館林、みどり、大泉、邑楽		
【第5弾】 1/26～2/8	前橋、高崎、桐生、伊勢崎、太田、 館林、みどり、大泉、邑楽		
			午後8時(酒 類の提供は午 後7時まで) から午前5時

参考：現在（第5弾）の営業時間短縮要請対象市町村



新規感染者数の推移 (11/28~2/1)

0201 危機管理課

